

新はだの行革推進プラン

平成23年度(2011年度)～平成27年度(2015年度)

～将来にわたる持続可能な行政経営と市民との多元的な協働による良質なサービスの提供を目指して～

平成23年3月

秦野市

計画の策定にあたって

本市では、より効率的・効果的な行財政システムの構築を図るため、これまでも、事務事業や組織・機構の合理化、給与制度や定員管理の適正化、民間委託化の推進など、行財政改革を積極的に進めてきました。

しかし、本市を取り巻く社会経済環境は、少子高齢化による人口構造の変化、人口減少社会の到来、義務的経費の増加による予算の硬直化や住民ニーズの多様化・高度化など、大きな転換期を迎えています。これらの課題に的確に対応し、市民サービスの維持・向上を図るためには、持続可能な行財政運営を推進し、今後も不断の改革を行っていくことが不可欠です。

このような状況を踏まえて、今後の本格的な地域主権時代にふさわしい持続可能な行財政運営を目指し、抜本的な改革に取り組むため、ここに「新はだの行革推進プラン」を策定いたしました。

私は、市長に就任して以来「小さな声が届く公平・透明な市政」を基本姿勢としてきました。本プランの策定に当たりましても、地区別市政懇談会やパブリック・コメントを実施するなど、市民の御意見を伺ってまいりました。これらの多くの御意見や学識経験者等で構成する行財政調査会からの答申を踏まえて、プランとして取りまとめたものです。

本プランに掲げた改革は、これまでの歳出削減を目的とするものばかりでなく、歳入の増収や公共施設の再配置など、経営資源を有効に活用した行政経営の考え方を取り入れ、「将来にわたる持続可能な行政経営と市民との多元的な協働による良質なサービスの提供」という経営理念を掲げております。この理念を実現するため、職員の英知を結集し、改革に取り組んでまいります。

平成23年度からスタートする新総合計画の施策を着実に推進するため、本プランを確実に実行し、誰もが住み続けたいと思う「ふるさと秦野」づくりを目指して、全庁を挙げて取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、貴重な御意見をいただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

平成23年（2011年）3月

秦野市長 古谷 義幸

目 次

第1章 計画の概要	1
1 行財政改革のこれまでの歩み	1
2 改革(計画策定)の必要性	4
3 経営理念(目指すべき市役所の姿)	14
4 計画の基本的な考え方	15
5 改革の視点	18
6 改革の体系	19
7 計画期間(重点実行期間)	20
8 改革による効果額	21
第2章 計画の推進	22
1 改革項目(総括表)	23
2 改革項目別実施内容	28
3 計画の推進体制	58
付属資料	59

第1章 計画の概要

1 行財政改革のこれまでの歩み

本市では、地方自治法第2条第14項（「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」）及び同条第15項（「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」）の規定を踏まえ、限られた経営資源を生かし、これまでも事務事業や組織・機構の合理化、給与制度や定員管理の適正化、民間委託化の推進等、行財政改革を継続的に進めてきました。

特に、持続可能な行財政運営を目指し、平成17年4月に策定した「はだの行革推進プラン」（以下「前プラン」という。）では、平成16年度から20年度までの5か年を重点実行期間として、「民間委託推進による業務改革」、「施設使用制度改革」、「幼稚園・保育園改革」、「職員改革」、「一般施策改革」を5本の柱とし、具体的な90の改革項目を掲げ、市民と議会の理解と協力を得ながら、全職員が一丸となって抜本的な改革に取り組みました。

その結果、重点実行期間中に86項目の改革による経費の節減などにより、約31億円の財政的効果を生み、年々増大する社会保障関係経費の財源として重点的に配分することができました。

また、前プランの進行管理に当たっては、市民や学識経験者で構成する進行調査委員会を設置し、進行状況及び効果について、行政外部の視点により定期的に把握・評価を行っていただき、その結果を公表してきました。

平成21年8月31日には同委員会から、前プラン5か年の取組みに対し、個別の改革項目に対する評価に加え、総括的意見として、今後の行革推進への提言を盛り込んだ進行状況調査結果報告書が提出されました。

「新はだの行革推進プラン」の策定に当たっては、この報告書を踏まえ検討を進めました。

【地方自治法の規定】

地方自治法 第2条

第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、**住民の福祉の増進**に努めるとともに、**最少の経費で最大の効果**を挙げるようにしなければならない。

第15項

地方公共団体は、**常にその組織及び運営の合理化**に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。



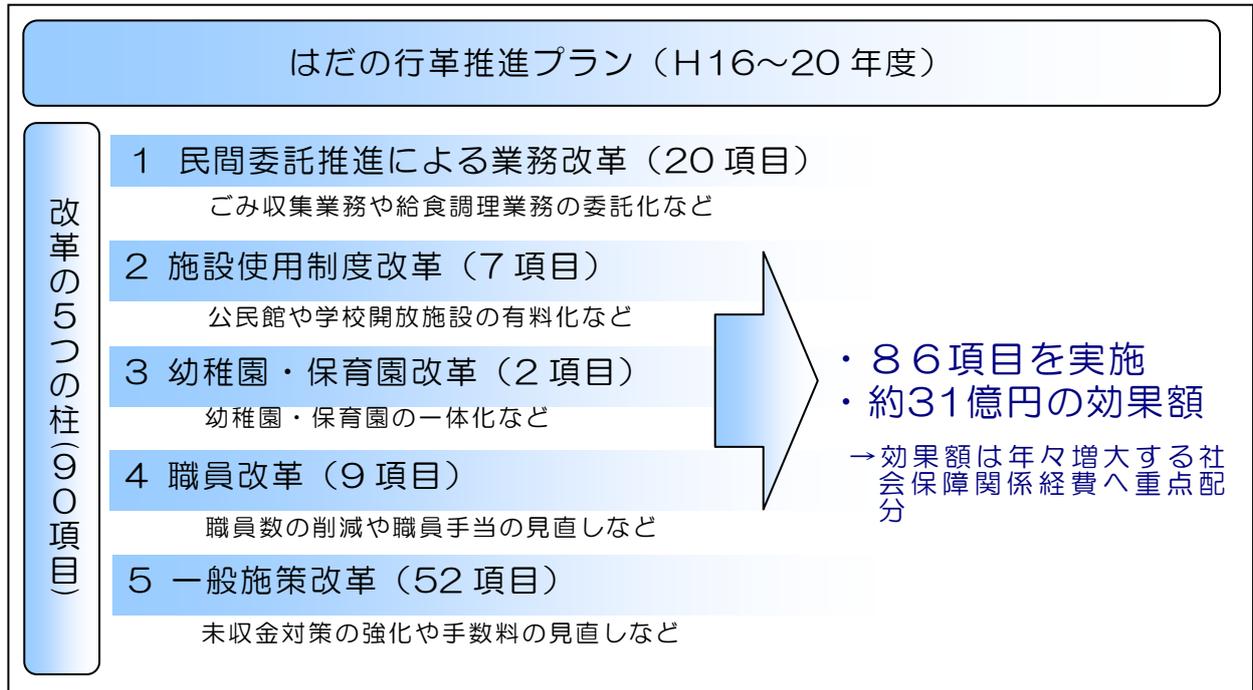
効率的・効果的な行財政システムの構築が必要

これまでも行財政改革の取組みを継続

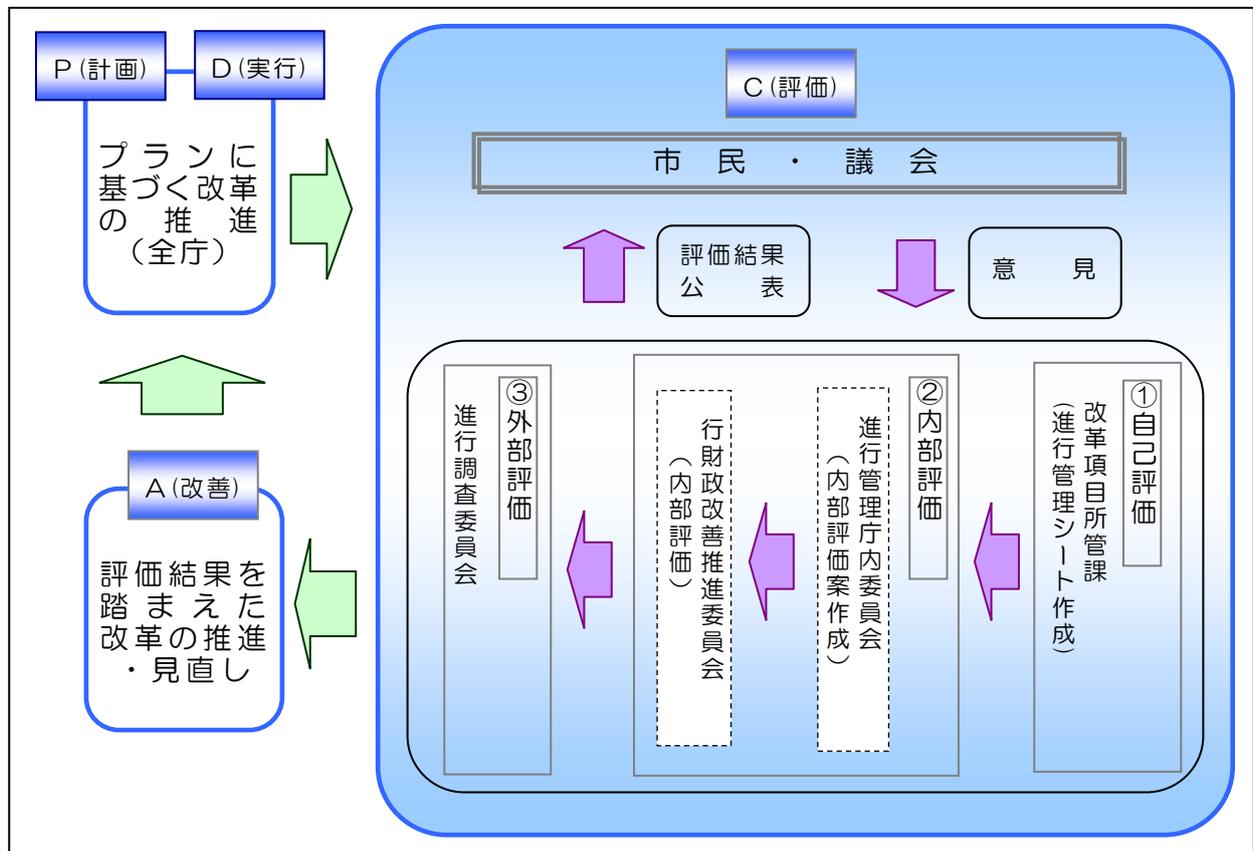
【本市の行財政改革の主な経過】

時 期	内 容
昭和 60 年 9 月	第 1 次行財政調査会（行財政制度及び行財政運営の改善に関する審議会）を設置し審議
昭和 60 年 12 月	「秦野市行財政改善基本方針」（60 年度～63 年 9 月）を策定し改革を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業の見直し ・ 組織・機構の簡素合理化 ・ 給与制度等の適正な見直し ・ 定員管理の適正化 ・ 外部委託、O A 化等事務改善の推進 ・ 公共施設の設置及び管理運営の合理化 ・ 市有財産の有効活用
平成 7 年 5 月	第 2 次行財政調査会を設置し審議
平成 8 年 3 月	「第 2 次秦野市行財政改善基本方針」（7～10 年度）を策定し改革を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務運営の改善 ・ 財政運営の改善 ・ 組織、執行体制の整備 ・ 給与制度の適正な見直し ・ 職員の資質の向上と職場の活性化 ・ 公共施設の設置及び管理運営の合理化 ・ 行政の情報化の推進
平成 12 年 4 月	「秦野市行政改革大綱及び同実施計画」を策定し改革を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務運営の改善 ・ 財政運営の改善 ・ 行政組織・執行体制の整備 ・ 給与制度の適正な見直し ・ 職員の資質の向上と職場の活性化 ・ 公共施設の設置及び管理運営の合理化 ・ 行政の情報化の推進
平成 13 年 4 月	「秦野市行政改革大綱及び同実施計画」を改定
平成 14 年 8 月	第 3 次行財政調査会を設置し審議
平成 17 年 3 月	総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（17～21 年度を期間とする「集中改革プラン」の策定要請）
平成 17 年 4 月	「はだの行革推進プラン」（16～20 年度）を策定し改革を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間委託推進による業務改革 ・ 施設使用制度改革 ・ 幼稚園・保育園改革 ・ 職員改革 ・ 一般施策改革
平成 18 年 1 月	平成 17 年 3 月の国の要請を受け、はだの行革推進プランを一部調整し、集中改革プラン対応版を策定し改革を推進

【前行革推進プランの取組み】



【前行革推進プランの推進体制】



2 改革（計画策定）の必要性【さらなる変化への挑戦】

本市はこれまでも積極的に行財政改革に取り組んできましたが、質の高いサービスを効率的に提供するための行財政改革に終わりはありません。

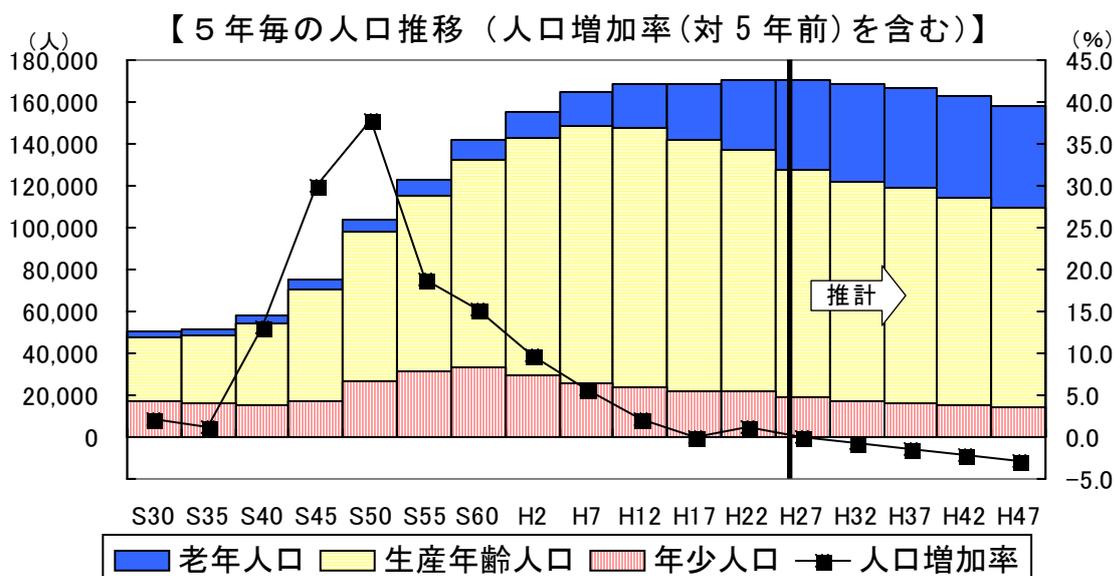
本市を取り巻く社会経済環境が、特に以下の項目において大きく変化しています。その中で、持続可能な行財政基盤の確立により、新たな課題やニーズに迅速かつ的確に対応し、市政のさらなる発展と向上につながるよう、今後も不断の改革を行っていきます。

(1) 人口構造の変化（少子高齢化）

本市の新総合計画（計画期間：平成23年度～32年度）の策定に当たり、平成47年までの年齢3区分（年少人口：15歳未満、生産年齢人口：15歳から64歳まで、老年人口：65歳以上）の人口推計を行いました。

この推計では、全人口に占める老年人口の割合は、平成22年では19.8パーセントですが、10年後の平成32年には27.9パーセントに増加する一方、年少人口は12.4パーセントから10.3パーセントに、生産年齢人口は67.8パーセントから61.8パーセントに、それぞれ減少すると推計しています。

このような人口構成の大きな変化、また、将来確実に訪れる人口の減少は、税収などの財政構造や、行政サービスのあり方に、多大な影響を及ぼすこととなります。



(2) 地域主権の推進

政府の地方分権改革推進委員会における平成20年5月の第1次勧告では、64法律359の国及び県の権限を、基礎的自治体である市町村へ移譲すべきとされています。政府は新たに「地域主権戦略会議」を設置し、国から地方公共団体への義務付け・枠付けの見直しや、国と地方の協議の場の法制化などを盛り込んだ「地方分権改革推進計画」をまとめ、平成22年6月には、地域主権改革の取組方針を定めた「地域主権戦略大綱」を閣議決定しました。

しかし、過去に実施された三位一体の改革及び歳出・歳入一体改革では、十分な税源移譲が行われないうまま、国庫補助負担金の削減や交付金化、国庫負担率の引き下げ、地方交付税等の削減が行われるなど、その内容は不十分と言わざるを得ません。

地域主権に向けた動きが加速している今、真に市民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的・効率的に提供するためには、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野について、国の関与・義務付けを廃止して税源移譲と権限移譲を一体的に実施することが求められています。

本市では、地域の課題に対しては、地域に最も身近である基礎的自治体が総合的・主体的に取り組むべきであるとの考えのもと、これまでも積極的に権限の移譲を受け、サービスの提供を行ってきました。引き続き、増大していく基礎的自治体の責任と役割を踏まえ、市民サービスの向上に努めていきます。

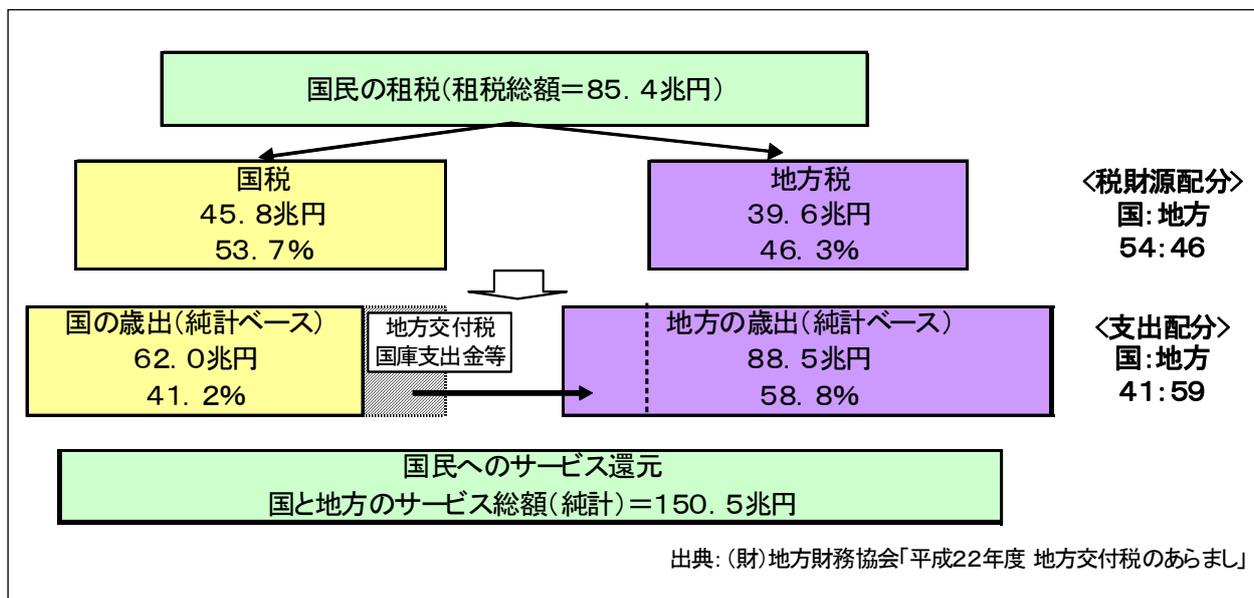
【地方分権に関する国の主な動き（平成7年以降）】

時 期	内 容
平成7年	・ 地方分権推進法成立 ・ 地方分権推進委員会発足
平成8年	・ 地方分権推進委員会第1次勧告
平成9年	・ 第25五地方制度調査会答申（監査制度改革） ・ 地方分権推進委員会第2次～第4次勧告
平成10年	・ 第25次地方制度調査会答申（市町村合併） ・ 地方分権推進計画閣議決定 ・ 地方分権推進委員会第5次勧告
平成11年	・ 第2次地方分権推進計画閣議決定 ・ 地方分権一括法成立
平成12年	・ 地方分権一括法施行 ・ 第26次地方制度調査会答申（住民自治制度等）
平成13年	・ 地方分権推進委員会最終報告 ・ 地方分権改革推進会議発足
平成14年	・ 地方分権改革推進会議意見（事務・事業の在り方）

平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権改革推進会議意見（三位一体の改革） ・ 第 2 7 次地方制度調査会答申（今後の地方自治制度の在り方）
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権改革推進会議意見（地方公共団体の行財政改革の推進等） ・ 合併関連 3 法成立（新市町村合併特例法等）
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 8 次地方制度調査会答申（地方議会の在り方等）
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 8 次地方制度調査会答申（道州制の在り方） ・ 地方分権改革推進法成立
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権改革推進委員会及び地方分権改革推進本部発足 ・ 地方分権改革推進委員会意見等（「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」及び「中間的な取りまとめ」）
平成 20 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権改革推進委員会：第 1 次勧告（生活者の視点に立つ「地方政府」の確立）、意見等（「国の出先機関の見直しに関する中間報告」、「道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見」、第 2 次勧告（「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大） ・ 地方分権改革推進本部決定「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権改革推進本部決定「出先機関改革に係る工程表」 ・ 地方分権改革推進委員会：意見等（「国直轄事業負担金に関する意見」、「義務付け・枠付けの見直しに係る第 3 次勧告に向けた中間報告」、第 3 次勧告（自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ）、第 4 次勧告（自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ） ・ 行政刷新会議発足 ・ 地域主権戦略会議発足 ・ 地方分権改革推進計画閣議決定
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域主権戦略大綱閣議決定

※地域主権改革：日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革です。地域主権は、この改革の根拠をなす理念として掲げているもので、日本国憲法が定める「地方自治の本旨」や、国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」の考え方と相まって、「国民主権」の内容を豊かにする方向性を示すものです。（出典：H22.6.22 地域主権戦略大綱）

【国・地方間の財源配分（平成 20 年度）】



(3) 財政の硬直化と財源不足

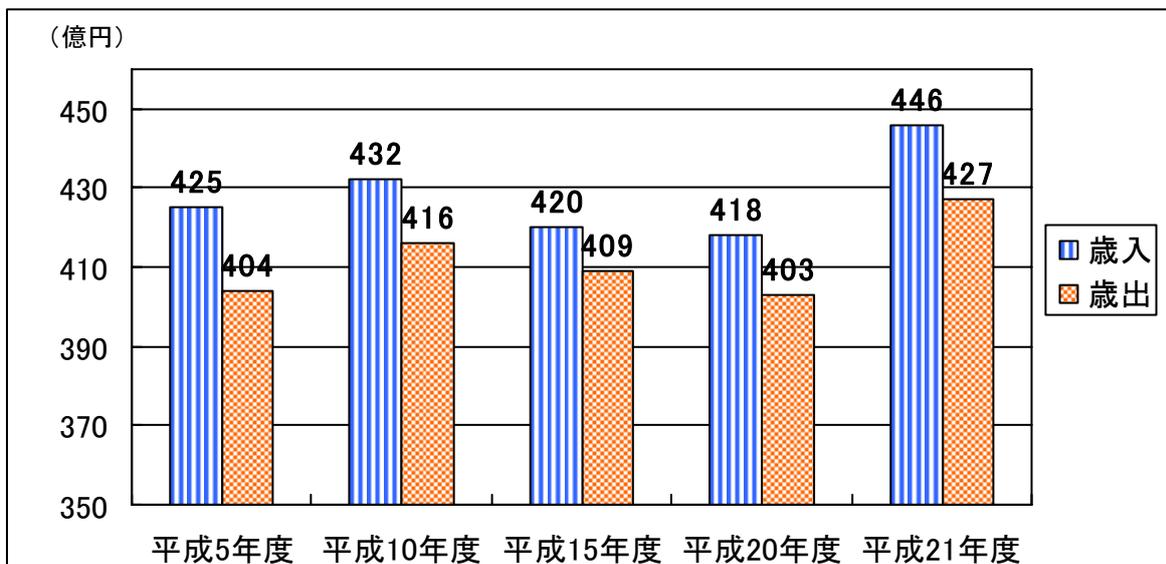
これまでも本市は、職員数の削減をはじめ、事務事業の見直しや市債借入れの抑制など、不断の行財政改革を行い、健全財政の維持に努めてきました。しかし、近年の景気低迷にさらに拍車をかける、100年に一度とも言われる世界規模の金融・経済危機の影響により、歳入が減少する一方、高齢化の進行等に伴い、社会保障関係経費の扶助費は、過去16年間で45億円以上増加しています。

加えて、普通交付税の代替財源として借り入れている臨時財政対策債などの市債の償還費（公債費）も、過去16年間で約19億円増加しています。そのため、道路や橋の整備といった、建設事業などの投資的経費は、圧縮せざるを得ない状況にあり、16年前の約23パーセントにまで減少しています。

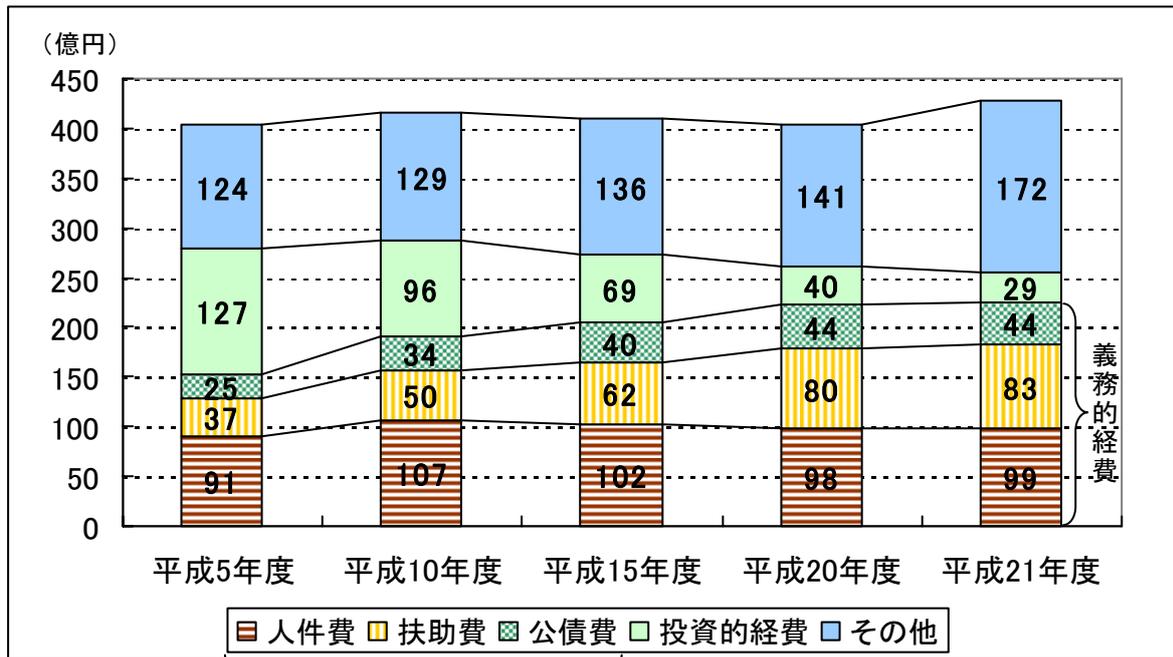
このような状況を反映して、財政の弾力性を示す指標である「経常収支比率」は年々悪化しています。平成21年度決算では94.2パーセントとなり、これは投資的経費等の新たなニーズに使用できる一般財源が非常に少ないことを表しています。

また、本市の平成22年7月時点での財政見通しでは、これまでと同様の手法でサービスを提供しようとした場合、平成23年度から27年度の5か年で約39億円もの財源不足が生じることが見込まれ、極めて厳しい状況が続きます。

【財政規模の推移（普通会計・決算ベース）】



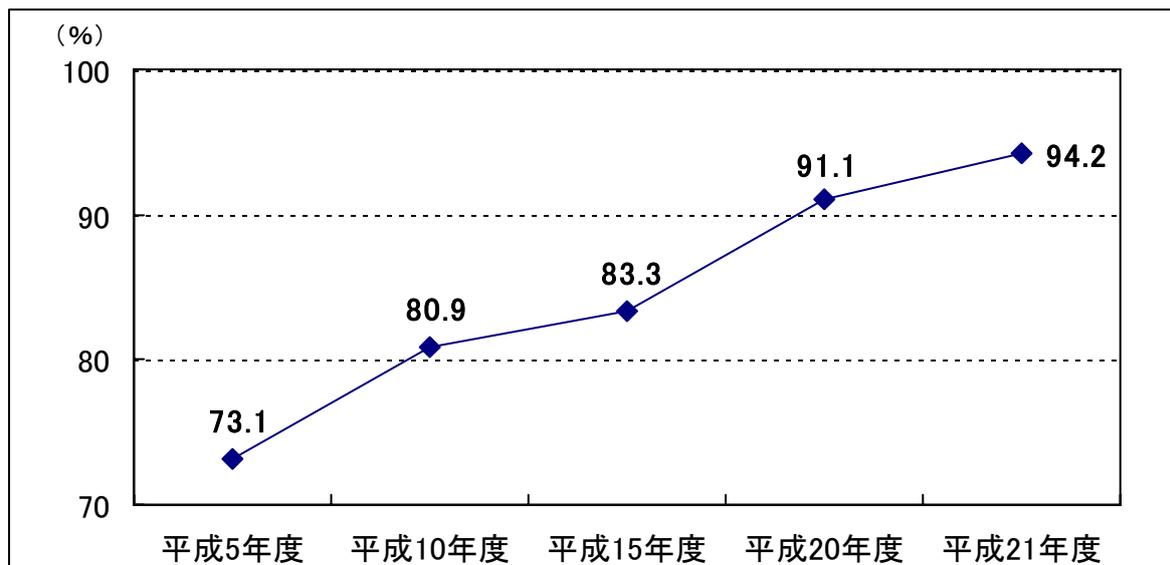
【歳出の推移（普通会計・決算ベース）】



義務的経費

- ※義務的経費：歳出のうち、法令やその性質上、支出が義務づけられており任意に削減できない経費（職員の給与等の人件費、生活扶助等の扶助費及び市債の元利償還等の公債費を合わせたもの）
- ※投資的経費：歳出のうち、道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費

【経常収支比率の推移（普通会計・決算ベース）】



- ※経常収支比率：経常経費充当一般財源を経常一般財源（臨時財政対策債及び減収補てん債特別分を含む）で除した数値

【県内市（政令市除く）の主要財政指標比較（平成21年度決算）】

	財政力指数※1 (過去3か年平均)	経常収支比率 ※2 (%)	公債費比率 ※3 (%)	財政調整基金 現在高 ※4 (千円)	財政調整基金 現在高比率※5 (%)
横須賀市	0.876	97.3	14.0	12,008,391	14.7
平塚市	1.131	92.0	5.7	4,279,513	8.6
鎌倉市	1.209	92.7	9.6	2,018,303	5.3
藤沢市	1.159	88.2	7.2	7,178,585	8.9
小田原市	1.094	91.4	11.8	1,925,186	5.2
茅ヶ崎市	1.071	96.1	9.5	5,251,408	13.6
逗子市	0.937	99.6	9.6	968,598	8.3
三浦市	0.767	99.0	11.5	155,444	1.6
厚木市	1.439	94.3	9.2	4,115,290	7.6
大和市	1.079	87.7	6.4	4,433,232	11.3
伊勢原市	1.163	92.9	7.9	623,092	3.3
海老名市	1.234	90.8	6.2	2,321,247	9.7
座間市	0.971	94.1	12.5	156,128	0.7
南足柄市	1.138	97.8	10.6	790,585	8.5
綾瀬市	1.076	94.2	9.1	1,702,241	11.0
秦野市	1.027	94.2	9.8	1,094,314	3.9
平均	1.086	93.9	9.4	3,063,847	7.6

※1 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指標で、数値が高いほど財源に余裕があるとされる。普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。通常過去3か年の平均値を用いる。数値が単年度で1以上の団体は、普通交付税が不交付となる。

【基準財政収入額÷基準財政収入額】

※2 経常収支比率：財政構造の弾力性を示す指標で、数値が低いほど新たな行政需要等に柔軟に対応することが可能となる。地方税や普通交付税など、毎年度経常的に収入される用途の制限のない一般財源が、人件費・扶助費・公債費のような毎年度経常的に支出される経費にどの程度充当されているのかをあらわす。

【経常経費充当一般財源÷経常一般財源（臨時財政対策債及び減収補てん債特別分を含む）】

※3 公債費比率：財政構造の安定性を示す指標で、毎年度の公債費に充当された一般財源の標準財政規模（制度的に与えられた経常一般財源の額）に対する比率。数値が高ければ、財政構造の弾力性を圧迫していることとなる。

【地方債元利償還充当一般財源÷標準財政規模】

※4 財政調整基金：地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金。予期しない収入減及び災害発生等の支出増の場合に対応する。

※5 財政調整基金：財政調整基金の年度末における現在高の標準的な収入の額に対する割合。数値が高いほど、予期しない収入源や災害発生等の支出増に柔軟に対応できる。

【財政調整基金現在高÷標準財政規模】

【県内市（政令市除く）の職員数等比較】

	職員数(人)			H22.4.1 人口1万人当たり 職員数(人) ※1	H22.4.1 ラスパイレス 指数 ※2
	H17.4.1	H22.4.1	増減		
横須賀市	3,889	3,287	△602	77.29	99.3
平塚市	2,350	2,277	△73	88.47	102.3
鎌倉市	1,548	1,401	△147	79.08	102.6
藤沢市	3,424	3,337	△87	82.43	104.1
小田原市	1,961	1,937	△24	98.28	101.5
茅ヶ崎市	1,841	1,866	25	79.19	102.5
逗子市	515	459	△56	76.06	100.8
三浦市	681	563	△118	114.22	98.4
厚木市	2,123	2,044	△79	93.32	101.3
大和市	1,848	1,826	△22	82.02	100.8
伊勢原市	803	716	△87	73.13	100.7
海老名市	830	788	△42	62.50	100.5
座間市	897	823	△74	64.48	100.9
南足柄市	422	368	△54	82.81	98.2
綾瀬市	651	624	△27	76.58	101.6
秦野市	1,162	1,100	△62	67.91	100.5
計	24,945	23,416	△1,529	81.08	101.0

※1 人口1万人：【H22.4.1現在の職員数÷H22.3.31現在の住民基本台帳人口×10,000（小
 当たり職員数 数点第3位を四捨五入）】

※2 ラスパイレス：国家公務員（行政職俸給表（一）の適用職員）の給料月額を100とした場合の
 指数 地方公務員一般行政職の給与水準

【一般会計における一般財源規模の推計（平成 22 年 7 月現在）】

単位：千円

区 分		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H23～H27 合 計
歳 入	市 税	23,579,220	24,121,042	24,189,154	24,299,221	24,265,779	120,454,416
	地方交付税	1,095,918	689,552	638,468	555,917	580,999	3,560,854
	市 債 ※1 (臨時財政対策債、減収補てん債、減税補てん債)	2,291,800	2,216,200	2,143,100	2,072,400	2,004,000	10,727,500
	そ の 他	3,087,921	3,013,942	3,003,161	2,993,458	2,984,725	15,083,207
	計 (A)	30,054,859	30,040,736	29,973,883	29,920,996	29,835,503	149,825,977
歳 出 (建設事業費を除く)	義務的経費	16,823,636	16,953,382	16,914,514	16,715,728	16,576,876	83,984,136
	人 件 費	9,347,335	9,378,983	9,282,193	9,071,794	9,131,812	46,212,117
	扶 助 費	3,247,886	3,356,297	3,459,433	3,556,337	3,658,223	17,278,176
	公 債 費	4,228,415	4,218,102	4,172,888	4,087,597	3,786,841	20,493,843
	繰 出 金	5,806,462	5,954,377	6,024,019	6,183,864	6,356,242	30,324,964
	そ の 他	6,555,165	6,455,461	5,909,448	6,269,388	6,294,292	31,483,754
	計 (B)	29,185,263	29,363,220	28,847,981	29,168,980	29,227,410	145,792,854
差 引 (C)=(A)-(B) (建設事業充当可能一般財源)	869,596	677,516	1,125,902	752,016	608,093	4,033,123	
建設事業費 ※2	1,590,000	1,590,000	1,590,000	1,590,000	1,590,000	7,950,000	
年度収支	△720,404	△912,484	△464,098	△837,984	△981,907	△3,916,877	

※1：市債のうち臨時財政対策債について、平成 23 年度以降も継続されるものとして計上。23 年度は 22 年度予算額 23.7 億円から△3.3%（総合計画第 3 期基本計画における縮減目標）を減じた額とし、以降も前年度と比較し△3.3%を減じた額とした。

※2：建設事業費は、平成 23 年度以降も、総合計画第 3 期基本計画の財政推計における平成 22 年度の建設事業充当可能一般財源額と同額を要するものとして推計。

(4) 公共施設の老朽化への対応

本市の公共施設は、昭和40年代の後半から昭和50年代にかけて、首都圏のベッドタウンとして人口が急増する時期に合わせてように建設されました。昭和50年度には、床面積が5万平方メートルであったものが、昭和60年度には20万平方メートルと、わずか10年で4倍に急増し、現在は、31万平方メートルに達しています。

このように集中して建設された結果、平成20年4月1日現在、本市が保有している公共施設の建物は、約77パーセントが築20年以上を経過し、今後維持補修に多額の経費が必要になることに加え、近い将来一斉に更新時期を迎えます。

特に公共施設の建物のうち、小中学校の建物が約57パーセントを占めていますが、小学校は、すでにそのおよそ50パーセントの建物が築後30年を超え、3年後には、その割合は80パーセントを超えることとなります。また、中学校では、築後30年を超えている建物は、全体の20パーセント弱ですが、10年後には、その割合は90パーセントを超え、一気に老朽化が進むこととなります。

そこで、平成20年に専属の部署を設置し、公共施設を将来にわたり持続可能な量と質にするため、中長期的視点に立った公共施設の再配置計画の策定を進めています。

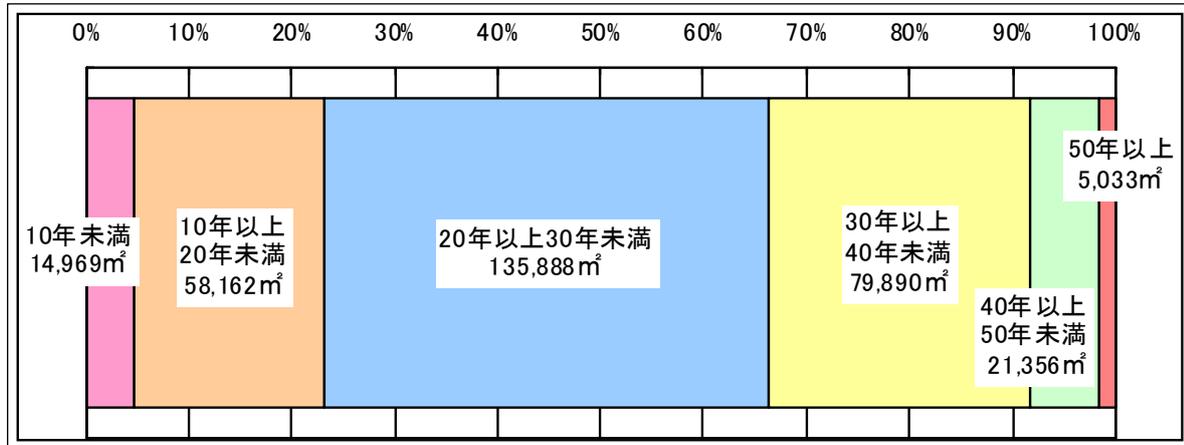
この計画の方針では、このまま現在の公共施設数を維持し、主要な建物を耐用年数に応じて建替えを行うと仮定すると、小中学校を児童生徒数の減少に合わせて縮小しても、平成23年度以降40年間で、約661億円の建設事業費が必要となると試算しています。また、築後30年で一律に大規模改修を行うと仮定すると、平成23年度からの40年間の総額は約758億円が必要になると試算しています。

さらに、この費用負担について、起債（借金）により平準化しても、今後40年間では新たに346億円の財源が必要となり、人口減少社会を迎える中で、現在の公共施設を全て維持し続けることは、不可能であり、将来にわたり持続可能なサービスとするためには、今後40年間で更新時期を迎える建物のうち、およそ31パーセントの面積を、できるだけ施設の機能を維持しながら削減する必要があるとしています。

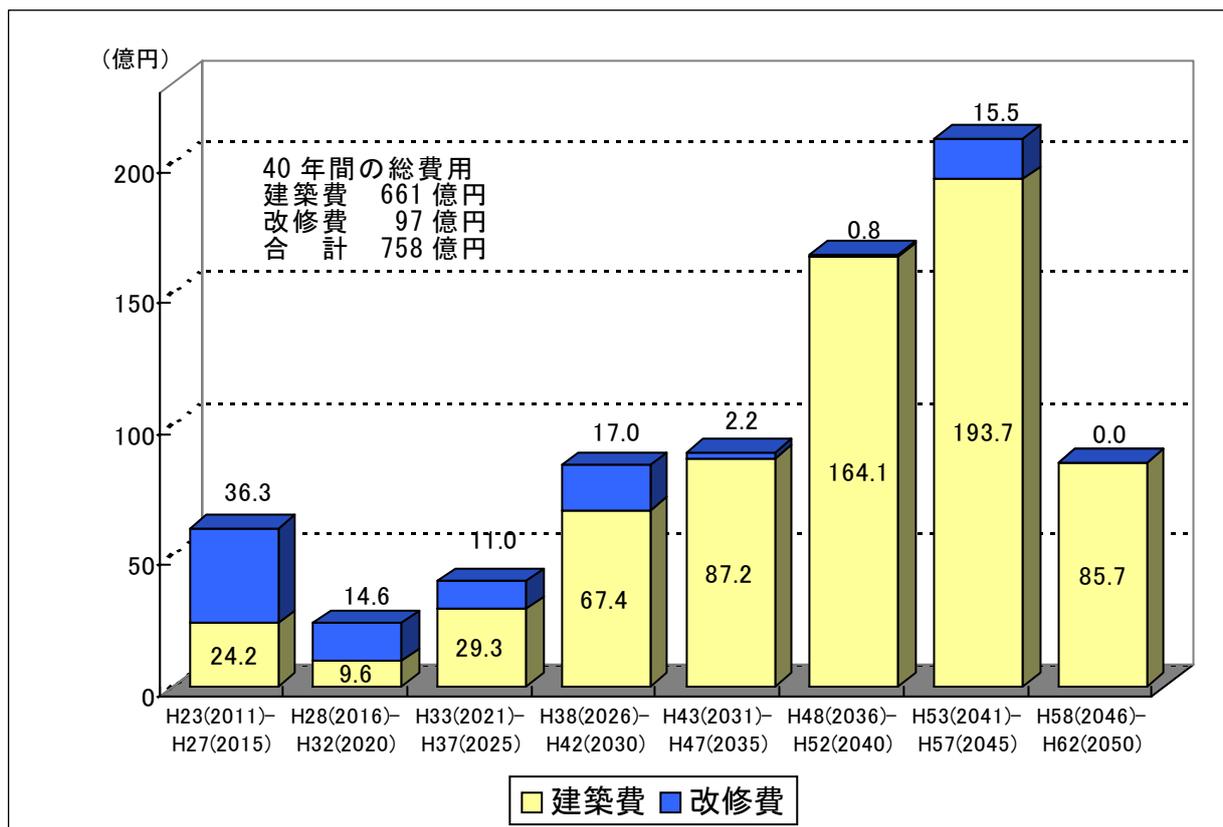
道路や橋、下水道などのインフラ系の公共施設も、本市の都市化の進展に伴

い整備されてきましたが、今後は、建物と同様に更新経費の負担が増えることが見込まれます。

【公共施設の建物の築年数（平成 20 年 4 月 1 日現在）】



【公共施設の建替え・大規模改修費用の試算】



※主要な建物について、木造築 30 年、鉄骨造築 45 年、鉄筋コンクリート造 60 年で建替え、鉄筋コンクリート造の建物のみ、築 30 年で大規模改修を実施と仮定
 ※すでに建替え時期を迎えている建物は、すべてを H23(2011)-H27(2015)の数値に算入
 ※建替えは、解体費込みで 35 万円/㎡、大規模改修は、5 万円/㎡で実施と仮定

3 経営理念【目指すべき市役所の姿】

これまで地方自治体においては、既存の一律・一定的な制度の枠組みの中で、いかに的確に事務を行うかという点を重視しながら、「行政運営」を行うという考え方が主流でした。しかし、少子高齢化や厳しい財政状況、地方分権の進展等、社会経済環境が激しく変化する中では、これまでのように公共の領域を拡大し、それに伴い行政サービスを拡大しながら提供し続けることは困難な状況にあります。今後は、限られた経営資源（ヒト：人材、モノ：施設、カネ：財源）をいかに効率的・効果的に活用し、質の高いサービスを提供するかという視点を取り入れた「行政経営」の考え方へと、行政の意識を高めていくことが不可欠となっています。

また、最少の経費で最大の効果を実現していくためには、行政評価の基本となるPDCAサイクルの過程において、市民との十分な議論・理解のもとで互いに知恵や力を出し合い、「市民力」や「地域力」と「行政力」を合わせて、市民満足度の高い行政サービスを進めていくことが求められています。

一方、地域主権社会のもとでは、地域の行政は地域の住民が自分たちで決定し（自己決定）、その責任も自分たちが負う（自己責任）という行政システムの構築が求められています。この自己責任は自己決定を前提として成立するものであり、そのためには、市民自ら判断できるに足る情報が提供される必要があります。そのため、行政には説明責任（アカウンタビリティ）の徹底が求められ、市民にも、一人ひとりが自己責任の意識を持って、自らの意志で地域のことを考え、自らの手で治めていくことが望まれています。

これらのことから、今後の行政経営を行うための基本的な理念（目指すべき市役所の姿＝経営理念）を次のとおり位置付け、この経営理念に基づいた行政改革を進めます。

経営理念

市役所はサービス業であるとの認識に立ち、「将来にわたる持続可能な行政経営と市民との多角的な協働による良質なサービスの提供」を目指します。

4 計画の基本的な考え方

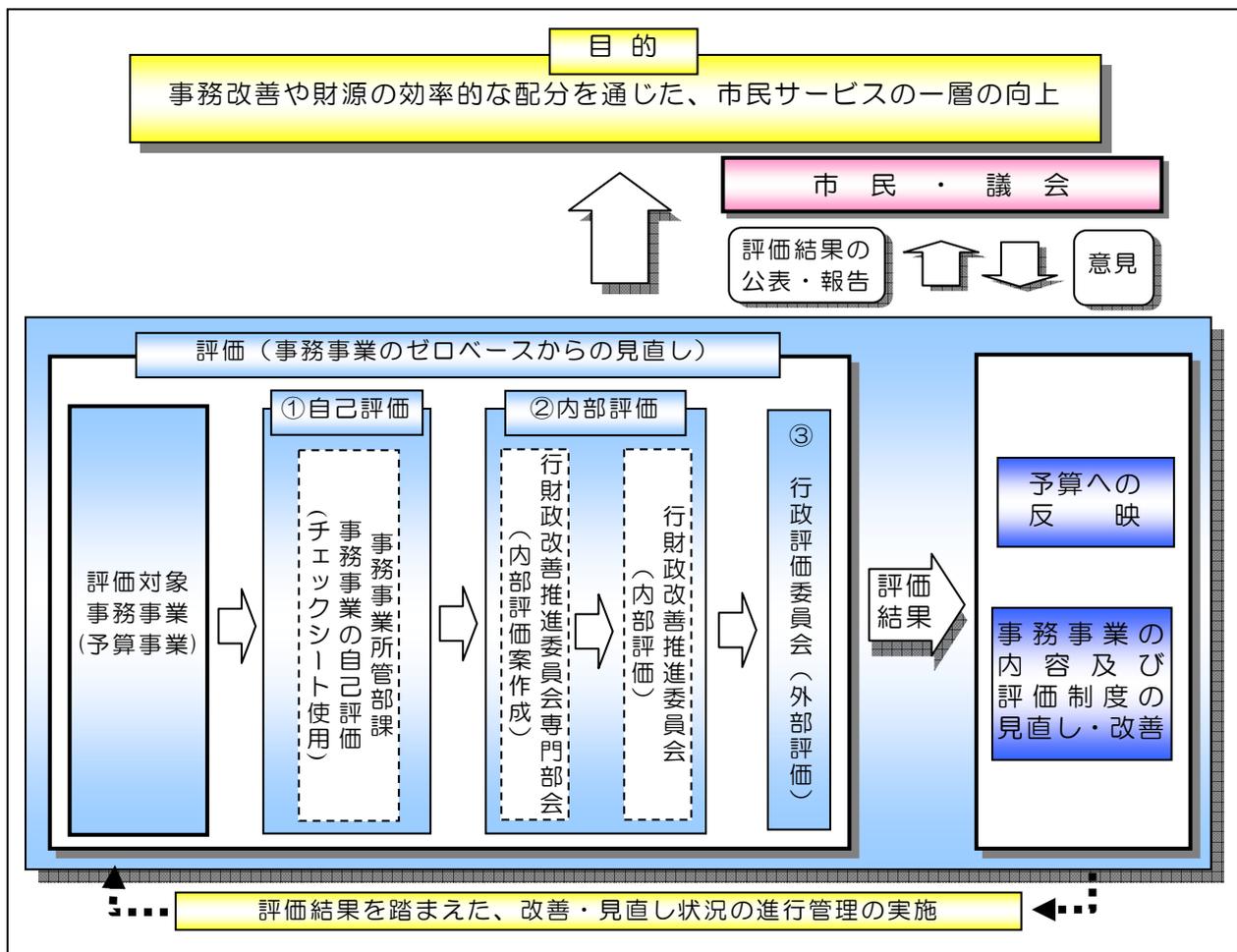
前述の経営理念を実現させるため、本プランは、次の基本的な考え方をもとに策定を進めます。

(1) 事業の選択と集中を進めた効率的・効果的な経営

極めて厳しい財政状況に置かれている中で、限られた経営資源をより有効に活用するには、まず、全ての事業について例外や聖域を設けず、既に取り組んでいる、市民等の視点を含めた行政評価を一層活用し、費用対効果、必要性や目的の実現に合致した取組みであるか、実施主体は妥当かなど、内容を根底から見直す必要があります。

その結果を踏まえて、市として真に行うべき事業を選択・優先順位付けし、重要度の高い事業に資源を集中させるという考え方を基本に、サービスの質の向上に努めます。

【本市の行政評価の流れ】



(2) 新しい公共（公共を担う多様な主体）との協働・連携

市民ニーズが高度化、多様化している中で、サービスをより効果的かつ効率的に実施するためには、全てのサービスを行政が担っていくのではなく、「補完性の原理」（自助〔自らの責任で、自らが行う〕、共助〔自分のみでは実施や解決が困難なことは、周囲や地域が協力して行う〕、公助〔個人や周囲、地域等で実施や解決が困難なことについて、公共が行う〕）という基本的な考えに立つことが求められています。

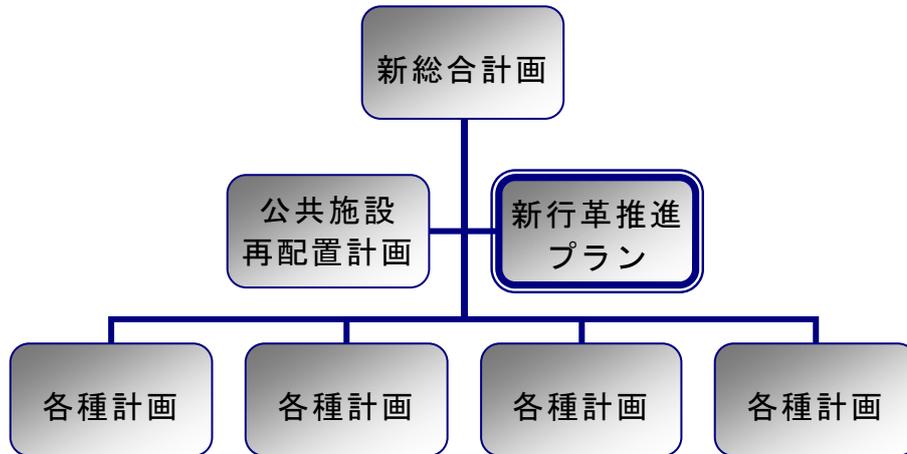
行政でなければできないサービスを除いて、市民や市民活動団体、事業者等の多様な主体（＝新しい公共）と協働・連携し、それぞれが役割と責任を担い、各主体の特性を生かしながらサービスを行うという、「市民力」や「地域力」を合わせた経営の仕組みづくりを進めます。

(3) 新総合計画・公共施設再配置計画と連携した計画推進

本プランによる改革は、まちづくりの中長期的な指針となる最上位の計画である「新総合計画」に掲げられる諸施策・事業を推進させ、サービスの向上を図るための一つ的手段と位置付けられるため、新総合計画と緊密に連携する必要があります。本プランに基づく主要な改革項目については、新総合計画に位置付け、その実行性を担保していきます。

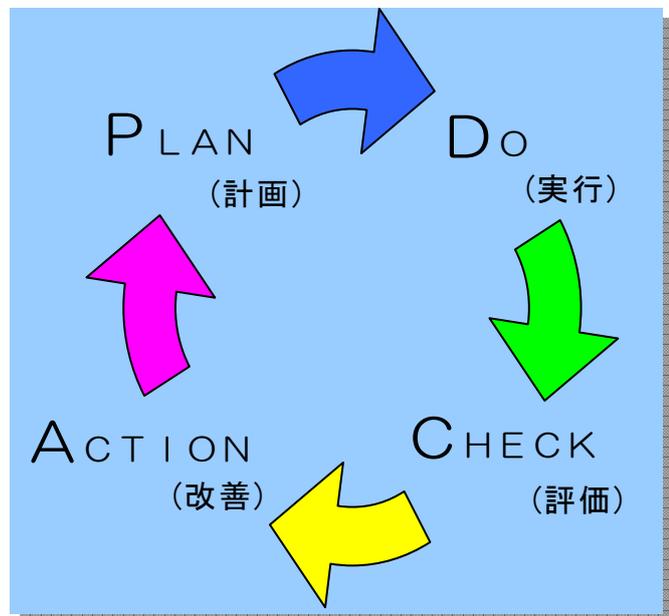
また、今後40年間の中長期的な視点から、本市の公共施設のあり方について抜本的な見直しを行い、その適正な配置と効率的な管理運営を実現し、将来にわたり持続可能な施設サービスの提供を目指す「公共施設再配置計画」の策定を進めています。その足がかりとして、平成20年10月には、公共施設に関する情報を広く共有し議論を深めるため、管理運営に係るコストや課題などを明らかにした「公共施設白書」を作成し公表しました。この公共施設の再配置は、健全な行政経営を行うための行財政改革の重要な手段であるため、その計画のうち、当面実施する項目については、本プランの中に位置付けました。

【各計画の位置付け】



また、本プランや新総合計画、公共施設再配置計画を着実に推進し、経営理念の実現を図るためには、主要な経営資源であるヒト(人材)・モノ(施設)・カネ(財源)が連動した中で、PDCA (Plan:計画 → Do:実行 → Check:評価 → Action:改善) サイクルを機能させることが必要です。

そのため、新総合計画基本計画と行政評価を連携し、事業の成果を評価していきます。



5 改革の視点

「経営理念」と「計画の基本的な考え方」に基づき、改革の視点を次のとおり掲げます。

(1) 【合わせる】身の丈に合わせた行政経営の推進

人口や人口構成、財政規模などに応じ、身の丈に合わせた行政経営を推進します。また、公共施設の同様な機能を統合するなど公共施設の再配置を推進します。

(2) 【委ねる】民間委託等の推進

「民間にできることは民間に」の基本原則のもと、民間企業等が有する多様な専門性や機動性・ノウハウを生かすため、業務委託や指定管理者制度の導入などを推進し、経費の削減を図りつつ行政サービスの向上に努めます。

(3) 【量る】「入るを量る」施策の推進

経済の低迷や少子高齢化などにより歳入の根幹である市税収入は減少傾向にあります。税外を含めた債権を確実に確保するため、未収金対策の強化を積極的に推進します。また、市が保有している土地や建物などの市有財産を有効活用した歳入確保に努めます。

(4) 【制する】「出するを制する」改革の実行

増加傾向にある義務的経費や一般会計の財政圧迫要因である特別会計への繰出金の抑制など、あらゆる事業を見直し「出するを制する」改革を実行します。

(5) 【改める】職員の意識改革と市民サービスの向上

継続的な業務改善活動の推進により、職員の意識改革に取り組み、行政サービスの向上を図ります。

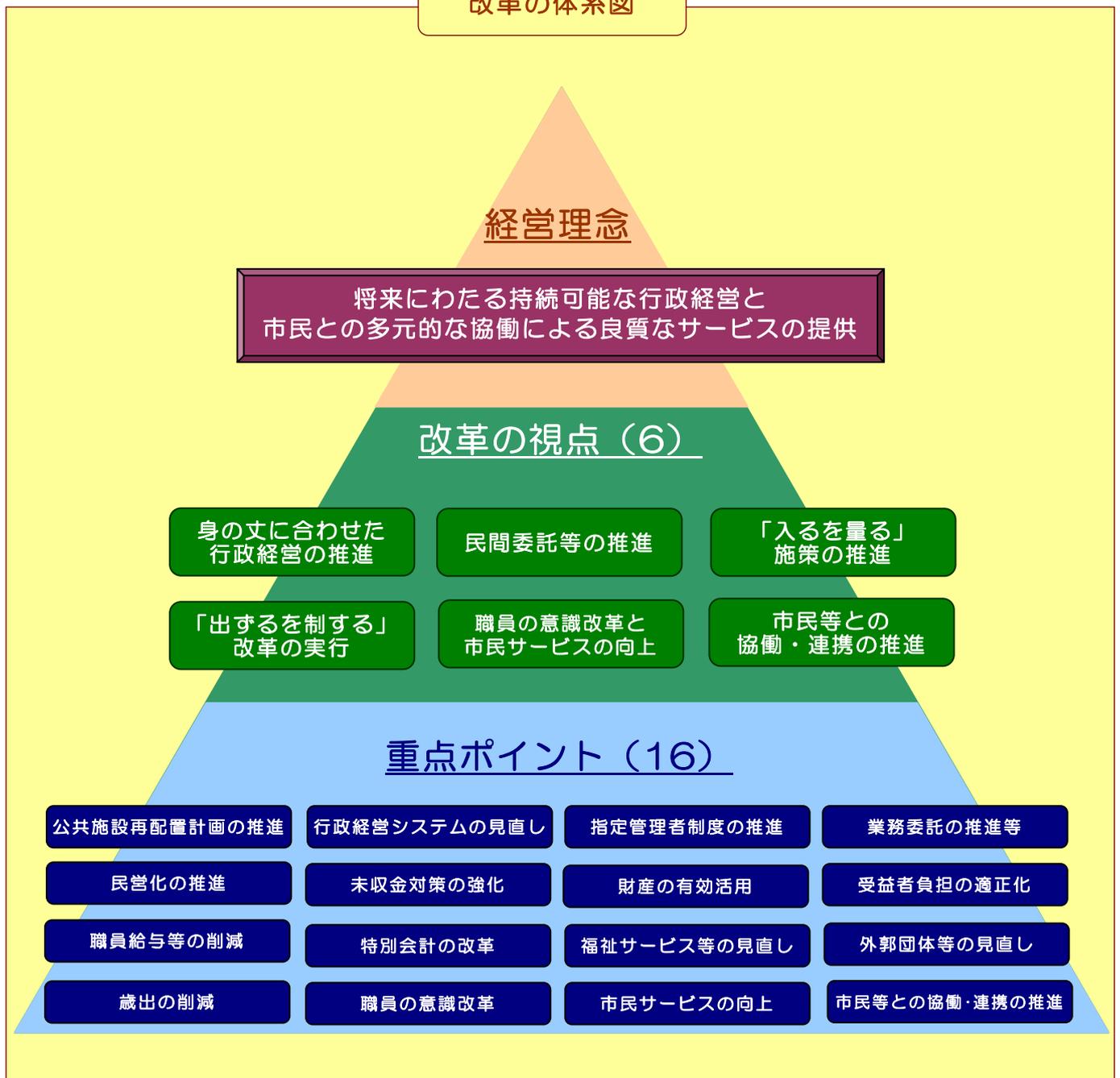
(6) 【共に進める】市民等との協働・連携の推進

市民、企業、NPOなど「新しい公共」を担う主体と協働・連携し、「市民力」や「地域力」を生かした事業を進めます。

6 改革の体系

行政経営に当たっての「経営理念」と経営理念を実現するための6つの「改革の視点」を掲げるとともに、重点的に取り組む事項として「16の重点ポイント」を定め、改革を推進することとします。

改革の体系図



7 計画期間（重点実行期間）

本プランは新総合計画の中核となる「基本計画」との整合性を図ります。特に一定期間に集中して改革に取り組み、その効果を上げる必要があるため、計画期間（改革の重点実行期間）を、平成23年度から27年度までの5年間とします。

【計画期間（重点実行期間）】

	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020
新総合計画	← 基本構想 →									
	← 前期基本計画 →					← 後期基本計画 →				
行革の取組み	← 継続的な改革 →									
新行革推進 プラン	← 重点実行期間 →									
公共施設 再配置計画	← 第1期基本計画 →									
	← 前期実行プラン →					← 後期実行プラン →				



8 改革による効果額

本プランの改革による効果額（計画期間内）の内訳は次のとおりです。

単位：百万円

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	計
一 般 会 計	290	592	948	1,065	1,105	4,000

本プランにおいて実施する改革は、財政推計による財源不足額を補い、新総合計画の着実な推進を図るために実行するものですので、効果額の目標及び用途を次のとおり定めます。

効 果 額

〈目標〉 40 億円

〈用途〉 新総合計画を推進するための財源として活用

〈 参 考 〉

本プランの効果額（一般会計分 40 億円）のほか、特別会計の効果額は次のとおりです。

単位：百万円

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	計
特 別 会 計	529	590	703	747	831	3,400

※特別会計に関する改革には、一般会計にも効果が表れる項目があります。このため、特別会計の効果額の一部は、一般会計の効果額にも計上しています。

第2章 計画の推進

【改革項目総括表の見方】

◎：改革の実行年度

○：効果額を公共施設再配置計画に掲載している項目

視点/重点ポイント/改革項目名	頁	項目No.	実行年度					効果額 (千円)	公施
			H23	H24	H25	H26	H27		
2 ○○○○○の改革		6つの改革の視点						115,566	
(1) □□□□□の推進		16の重点ポイント						115,566	
△△△△△の民営化	P30	20-10-010		◎				123,456	
☆☆☆☆☆の導入	P30	20-10-020						—	○
▽▽▽▽▽の委託化	P30	20-10-030						(13,579)	
○○○○○の充実	P30	20-10-040						△7,890	
□□□□□の削減	P20	10-10-010						【再掲】	

- ① 計画期間内の効果額です。△はマイナスの効果額を表します。
- ② カッコ書きは、特別会計内での効果額などで一般会計の財政推計による不足額の補てんに反映できないものですので、合計には算入していません。
- ③ “【再掲】” は、他頁で記載している項目です。効果額は重複するため省略しています。
- ④ “—” は、効果額が明確に見込めないものや公共施設再配置計画において効果額を見込み、その関係事業に充てる予定のものです。

【改革項目別実施内容の見方】

改革項目		改革主管課		項目No.		
△△△△△の民営化	改革項目名	□□□□□課		20-10-010		
改革内容						
△△△△△について、▽▽▽▽▽による民営化を図ります。						
具体的な改革内容						
実行年度						
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	効果額 (千円)	公共施設
	◎				123,456	

◎：改革の実行年度

○：効果額を公共施設再配置計画に掲載している項目

1 改革項目（総括表）

視点/重点ポイント/改革項目名	頁	項目No.	実行年度					効果額 (千円)	公施
			H23	H24	H25	H26	H27		
1 【合わせる】身の丈に合わせた行政経営の推進							389,297		
(1) 公共施設再配置計画の推進							39,048		
西中学校体育館と西公民館の複合施設建設	P28	10-10-010	◎	◎	◎	◎	—	○	
保健福祉センター内への郵便局誘致	P28	10-10-020		◎			—	○	
児童館の機能移転・地域への譲渡	P28	10-10-030	◎	◎	◎	◎	◎	—	
老人いこいの家の地域への譲渡	P29	10-10-040		◎	◎	◎	◎	—	
自治会館の開放型への誘導	P29	10-10-050		◎	◎	◎	◎	—	
放置自転車保管場所の適正配置	P29	10-10-060		◎			9,236		
弘法の里湯の利用者増加策の推進	P30	10-10-070	◎	◎			—	○	
はだのこども館による機能補完	P30	10-10-080		◎			—	○	
曾屋ふれあい会館の廃止	P30	10-10-090			◎		—	○	
なでしこ会館(貸館部分)の廃止	P31	10-10-100		◎			29,812		
公共施設建替・修繕基金の設置	P31	10-10-110	◎				—	○	
公共施設の管理運営内容の見直し	P31	10-10-120	◎	◎	◎	◎	◎	—	
(2) 行政経営システムの見直し							350,249		
職員数の適正化	P32	10-20-010	◎	◎	◎	◎	◎	350,249	
公共施設を一元的にマネジメントする組織の設置	P32	10-20-020	◎				—		
債権回収業務を一元的に管理する組織の設置	P32	10-20-030	◎				—		
スポーツ振興事務の市長部局への移管	P33	10-20-040	◎				—		
幼稚園・保育園・こども園の所管部署の一元化	P33	10-20-050				◎	—		
下水道部と水道局の組織統合	P33	10-20-060	◎	◎	◎	◎	◎	—	
小学校長と幼稚園長の併任の拡大	P34	10-20-070		◎		◎	—		
行政評価の充実	P34	10-20-080		◎			—		
人事評価制度の見直し	P34	10-20-090		◎			—		
ICT(情報通信技術)の活用	P35	10-20-100		◎			—		
統合型 GIS の活用推進	P35	10-20-110		◎			—		

視点/重点ポイント/改革項目名	頁	項目No.	実行年度					効果額 (千円)	公施
			H23	H24	H25	H26	H27		
2 【委ねる】民間委託等の推進							301,332		
(1) 指定管理者制度の推進							0		
指定管理者制度導入基本方針の見直し	P36	20-10-010		◎			—		
文化会館	P36	20-10-020				◎	—	○	
表丹沢野外活動センター	P36	20-10-030				◎	—	○	
スポーツ施設(総合体育館、おおね公園)	P37	20-10-040				◎	—	○	
弘法の里湯	P37	20-10-050				◎	—	○	
(2) 業務委託の推進等							261,332		
自動車運転業務の民間委託等の推進	P37	20-20-010		◎			19,460		
ごみ収集業務の民間委託等の推進	P38	20-20-020		◎	◎	◎	71,549		
学校業務員業務の民間委託等の推進	P38	20-20-030	◎			◎	63,147		
給食調理業務の民間委託等の推進	P38	20-20-040	◎		◎		82,171		
上下水道料金業務の包括的な民間委託化	P39	20-20-050		◎			(540,433)		
図書館業務の民間委託拡大	P39	20-20-060			◎		12,600		
広畑ふれあいプラザの運営方法の見直し	P39	20-20-070	◎				12,405		
(3) 民営化の推進							40,000		
地域活動支援センターひまわりの民営化	P40	20-30-010	◎	◎			40,000		
公民連携による幼稚園サービスの充実	P40	20-30-020				◎	—	○	

視点/重点ポイント/改革項目名	頁	項目No.	実行年度					効果額 (千円)	公施
			H23	H24	H25	H26	H27		
3 【量る】「入るを量る」施策の推進							926,048		
(1) 未収金対策の強化							580,594		
徴収率の向上(市税)	P41	30-10-010	◎	◎	◎	◎	◎	565,721	
徴収率の向上(国民健康保険税)	P41	30-10-020	◎	◎	◎	◎	◎	(264,722)	
未収金徴収の一元化(税外)	P41	30-10-030	◎	◎	◎	◎	◎	58,493	
コンビニ収納の導入(市税等)	P42	30-10-040		◎				△43,620	
コンビニ収納の導入(上下水道料金)	P42	30-10-050		◎				(△6,000)	
口座振替の加入促進(市税及び国民健康保険税)	P42	30-10-060	◎	◎	◎	◎	◎	—	
債権回収業務を一元的に管理する組織の設置	P32	10-20-030	◎					【再掲】	
(2) 財産の有効活用							5,910		
市有地活用方針の策定	P43	30-20-010		◎				—	
低・未利用地の有効活用	P43	30-20-020	◎	◎	◎	◎	◎	—	○
公共施設への自動販売機設置に係る競争入札の導入	P43	30-20-030		◎	◎	◎	◎	2,160	
スポーツ施設への有料広告の掲載	P44	30-20-040	◎					2,280	
下水道施設への有料広告の掲載	P44	30-20-050		◎				(328)	
引き取りのない放置自転車の売却処分	P44	30-20-060	◎					920	
観光地の公衆トイレ等へのチップ塔設置	P45	30-20-070	◎		◎			550	
(3) 受益者負担の適正化							339,544		
放課後児童ホーム利用料の新設	P45	30-30-010		◎				108,000	
幼稚園保育料・入園料の適正化	P45	30-30-020			◎			115,704	
スポーツ施設使用料の適正化	P46	30-30-030		◎				68,000	
スポーツ広場の有料化	P46	30-30-040		◎				8,080	
文化会館使用料の適正化	P46	30-30-050					◎	4,400	
施設使用料等の算定基準の見直し	P47	30-30-060		◎			◎	—	○
公民館自主事業の参加者負担の見直し	P47	30-30-070		◎				6,890	
上下水道料金減免の見直し	P47	30-30-080	◎					28,470	
水道料金の適正化	P48	30-30-090	◎					(1,990,566)	
公共下水道接続の促進	P48	30-30-100	◎					(62,795)	

視点/重点ポイント/改革項目名	頁	項目No.	実行年度					効果額 (千円)	公施
			H23	H24	H25	H26	H27		
4 【制する】「出づるを制する」改革の実行							2,383,323		
(1) 職員給与等の削減							570,587		
特別職給与の減額	P49	40-10-010	◎				10,377		
一般職給与の見直し	P49	40-10-020	◎	◎	◎	◎	◎	489,650	
職員手当の見直し	P49	40-10-030	◎					70,560	
(2) 特別会計の改革							1,355,168		
下水道事業特別会計繰出金の削減	P50	40-20-010	◎	◎	◎	◎	◎	949,126	
国民健康保険事業特別会計繰出金の抑制	P50	40-20-020	◎	◎	◎	◎	◎	406,042	
国民健康保険レセプト点検の強化	P50	40-20-030	◎	◎	◎	◎	◎	(547,364)	
下水道部と水道局の組織統合	P33	10-20-060	◎	◎	◎	◎	◎	【再掲】	
上下水道料金業務の包括的な民間委託化	P39	20-20-050		◎				【再掲】	
徴収率の向上(国民健康保険税)	P41	30-10-020	◎	◎	◎	◎	◎	【再掲】	
下水道施設への有料広告の掲載	P44	30-20-050		◎				【再掲】	
水道料金の適正化	P48	30-30-090	◎					【再掲】	
公共下水道接続の促進	P48	30-30-100	◎					【再掲】	
(3) 福祉サービス等の見直し							359,959		
重度障害者医療費助成事業の見直し	P51	40-30-010		◎				241,186	
在宅重度障害者等福祉タクシー等助成事業の見直し	P51	40-30-020		◎				43,112	
私立幼稚園就園奨励費の見直し	P51	40-30-030		◎				19,536	
敬老事業(敬老祝金)の見直し	P52	40-30-040	◎					56,125	
(4) 外郭団体等の見直し							35,260		
秦野市文化会館事業協会	P52	40-40-010	◎					25,000	
(社)秦野市シルバー人材センター	P52	40-40-020	◎					4,860	
(社)秦野市観光協会	P53	40-40-030	◎					5,400	
(財)秦野市スポーツ振興財団	P53	40-40-040	◎					—	
(5) 歳出の削減							62,349		
職員福利厚生団体のあり方の見直し	P53	40-50-010		◎				27,660	
市債の繰上償還による公債費負担の軽減	P54	40-50-020	◎					3,729	
補助金・交付金の削減	P54	40-50-030	◎	◎	◎	◎	◎	—	

大地震発生時の通信方法の見直し	P54	40-50-040	◎						7,485	
労働者住宅資金利子補助金の休止	P55	40-50-050	◎						23,400	
消防車両の更新年限の見直し	P55	40-50-060	◎						(49,000)	
市が加入する団体への負担金の廃止	P55	40-50-070	◎						75	

視点/重点ポイント/改革項目名	頁	項目No.	実行年度					効果額 (千円)	公施
			H23	H24	H25	H26	H27		

5 【改める】職員の意識改革と市民サービスの向上									—	
(1) 職員の意識改革									—	
行政評価の充実	P34	10-20-080		◎					【再掲】	
人事評価制度の見直し	P34	10-20-090		◎					【再掲】	
(2) 市民サービスの向上									—	
窓口サービスの充実	P56	50-20-010	◎	◎	◎	◎	◎		—	
施設予約システムの充実	P56	50-20-020		◎					—	
公立幼稚園・保育園のこども園化	P57	50-20-030						◎	—	○
保健福祉センター内への郵便局誘致	P28	10-10-020		◎					【再掲】	○
放置自転車保管場所の適正配置	P29	10-10-060		◎					【再掲】	
公民連携による幼稚園サービスの充実	P40	20-30-020						◎	【再掲】	○
コンビニ収納の導入(市税等)	P42	30-10-040		◎					【再掲】	
コンビニ収納の導入(上下水道料金)	P42	30-10-050		◎					【再掲】	

視点/重点ポイント/改革項目名	頁	項目No.	実行年度					効果額 (千円)	公施
			H23	H24	H25	H26	H27		

6 【共に進める】市民等との協働・連携の推進									—	
(1) 市民等との協働・連携の推進									—	
「ゼロ予算事業」の促進	P57	60-10-010	◎	◎	◎	◎	◎		—	
提案型協働事業の創設	P57	60-10-020						◎	—	
児童館の機能移転・地域への譲渡	P28	10-10-030	◎	◎	◎	◎	◎		【再掲】	○
老人いこいの家の地域への譲渡	P29	10-10-040		◎	◎	◎	◎		【再掲】	○
自治会館の開放型への誘導	P29	10-10-050		◎	◎	◎	◎		【再掲】	○

2 改革項目別実施内容

1-(1) 公共施設再配置計画の推進

改革項目					改革主管課	項目No.
西中学校体育館と西公民館の複合施設建設					教育総務課、生涯学習課 公共施設再配置推進課	10-10-010
改革内容						
民間活力を利用し、西中学校体育館・プールと西公民館の複合施設を建設します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎		—	○

改革項目					改革主管課	項目No.
保健福祉センター内への郵便局誘致					地域福祉課、戸籍住民課 公共施設再配置推進課	10-10-020
改革内容						
保健福祉センター内に郵便局を誘致し、連絡所機能を持たせるとともに、賃貸料収入を管理運営費に充当します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				—	○

改革項目					改革主管課	項目No.
児童館の機能移転・地域への譲渡					こども育成課 公共施設再配置推進課	10-10-030
改革内容						
施設の老朽化の度合いや周辺の施設配置などを考慮しながら、近隣の公民館等へ児童館の機能を順次移転します。また、地区会館等の機能を担ってきた施設は、地域への譲渡又は地区会館等としての建替えを支援します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎	◎	—	○

改革項目					改革主管課	項目No.
老人いこいの家の地域への譲渡					高齢介護課 公共施設再配置推進課	10-10-040
改革内容						
地域の施設として地域に譲り渡すとともに、地域の特性に応じて自由に運営し、必要に応じて行政が援助します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎	◎	◎	◎	—	○

改革項目					改革主管課	項目No.
自治会館の開放型への誘導					市民自治振興課 公共施設再配置推進課	10-10-050
改革内容						
自治会館の新たな建設に当たっては、複数の自治会が共同し、施設を一定規模以上のものとして、地域における貸館機能を有する会館とすることについて、補助制度の優遇措置などにより誘導するとともに、既存の会館についても、サークル活動等に開放することについて支援します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎	◎	◎	◎	—	○

改革項目					改革主管課	項目No.
放置自転車保管場所の適正配置					くらし安全課 公共施設再配置推進課	10-10-060
改革内容						
放置自転車保管場所について、撤去業務等の効率化を踏まえ、引取りの利便性の高い場所へ移転します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				9,236	

改革項目					改革主管課	項目No.
弘法の里湯の利用者増加策の推進					商工観光課 公共施設再配置推進課	10-10-070
改革内容						
黒字経営ができる期間をできるだけ長くするため、利用者を増やすための投資は、その効果を徹底的に検証した上で実施します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎				—	○

改革項目					改革主管課	項目No.
はだのこども館による機能補完					こども育成課 公共施設再配置推進課	10-10-080
改革内容						
稼働率の低い時間帯を有償で一般開放し、近隣施設の機能を補完します。また、市史資料室、市民活動サポートセンター複合化の是非について検討します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				—	○

改革項目					改革主管課	項目No.
曾屋ふれあい会館の廃止					生涯学習課 公共施設再配置推進課	10-10-090
改革内容						
近隣の公共施設の配置やその代替性、施設の存続に要する費用などを踏まえて、施設を廃止します。また、近隣の施設の利用条件を見直し、機能を補完します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
		◎			—	○

改革項目					改革主管課	項目No.
なでしこ会館(貸館部分)の廃止					生涯学習課 公共施設再配置推進課	10-10-100
改革内容						
平成24年3月で賃貸借契約が終了することから、契約更新に合わせて、なでしこ会館の貸館部分を廃止します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				29,812	

改革項目					改革主管課	項目No.
公共施設建替・修繕基金の設置					公共施設再配置推進課	10-10-110
改革内容						
公共施設再配置計画を推進するための財源の過不足を調整する基金を設置し、更新及び改修を計画的に実施します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					—	○

改革項目					改革主管課	項目No.
公共施設の管理運営内容の見直し					公共施設再配置推進課	10-10-120
改革内容						
公設公営の施設は、指定管理者や公民連携による管理運営内容の見直しを検討・実施します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎	◎	—	○

1-(2) 行政経営システムの見直し

改革項目					改革主管課	項目No.
職員数の適正化					行政経営課	10-20-010
改革内容						
総職員数について、平成27年度までに40人の削減(平成22年度比)を目指します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎	◎	350,249	

改革項目					改革主管課	項目No.
公共施設を一元的にマネジメントする組織の設置					行政経営課	10-20-020
改革内容						
公共施設再配置計画の着実な推進を図るため、公共施設(ハコモノ)の一元的マネジメントを行う組織体制を整備します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					—	

改革項目					改革主管課	項目No.
債権回収業務を一元的に管理する組織の設置					行政経営課	10-20-030
改革内容						
効率的かつ強力に未収金対策を推進するため、税及び税外収入に係る債権の回収業務を一元的に管理する組織を設置します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					—	

改革項目					改革主管課	項目No.
スポーツ振興事務の市長部局への移管					行政経営課	10-20-040
改革内容						
市民の健康志向の高まりを踏まえ、スポーツが健康の保持増進に一層資するよう関係部署との連携を強化しつつ施策を推進する必要があるため、スポーツ振興に係る事務を教育委員会から市長部局へ移管します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					—	

改革項目					改革主管課	項目No.
幼稚園・保育園・こども園の所管部署の一元化					行政経営課	10-20-050
改革内容						
子育てに関する施策を効率的・効果的に推進するため、現状における課題や一元化によるメリットを整理し、国県の動向を注視する中で、幼稚園、保育園、こども園の所管部署を一元化します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
			◎		—	

改革項目					改革主管課	項目No.
下水道部と水道局の組織統合					下水道総務課 水道業務課	10-20-060
改革内容						
下水道部と水道局の組織統合は、庁舎設置場所などの課題はあるものの、経費の削減や経営の効率化が図られるなどのメリットを踏まえ、平成28年度の統合に向けた準備・検討を進めます。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎	◎	—	

改革項目					改革主管課	項目No.
小学校長と幼稚園長の併任の拡大					教育総務課	10-20-070
改革内容						
幼稚園教育と小学校教育との連携を円滑に行い、計画的かつ継続的な教育指導を展開するため、小学校長と幼稚園長の併任の拡大を検討します。(効果額は「10-20-010 職員数の適正化」に含めて算出しています。)						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎		◎		—	

改革項目					改革主管課	項目No.
行政評価の充実					行政経営課 企画課	10-20-080
改革内容						
職員の意識改革と継続的な業務改善を推進するため、行政評価を充実し、新総合計画の施策体系に基づき、各施策に関連する事業を対象にした施策評価を実施します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				—	

改革項目					改革主管課	項目No.
人事評価制度の見直し					人事課	10-20-090
改革内容						
職員の意識改革や意欲を高めるため、人事評価制度の見直しや研修の充実を行うなど、人事管理制度の一層の充実を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				—	

改革項目					改革主管課	項目No.
ICT(情報通信技術)の活用					情報システム課	10-20-100
改革内容						
行政経営に必要な情報を総合管理するシステムを構築し、継続的な業務改善と事務処理の効率化を図ります(事業費は新総合計画事業に計上)。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				—	

改革項目					改革主管課	項目No.
統合型 GISの活用推進					情報システム課 まちづくり推進課	10-20-110
改革内容						
統合型 GIS(地理情報システム)の活用を推進し、事務処理の効率化と市民サービスの向上を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				—	

2-(1) 指定管理者制度の推進

改革項目					改革主管課	項目No.
指定管理者制度導入基本方針の見直し					行政経営課	20-10-010
改革内容						
指定管理者制度について、より公平性・効率性を考慮した中で積極的な推進を図るため、基本方針を見直します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				—	

改革項目					改革主管課	項目No.
[指定管理者制度の導入]文化会館					文化会館	20-10-020
改革内容						
文化会館に指定管理者制度を導入します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
			◎		—	○

改革項目					改革主管課	項目No.
[指定管理者制度の導入]表丹沢野外活動センター					こども育成課	20-10-030
改革内容						
表丹沢野外活動センターに指定管理者制度を導入します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
			◎		—	○

改革項目					改革主管課	項目No.
[指定管理者制度の導入] スポーツ施設(総合体育館、おおね公園)					スポーツ振興課	20-10-040
改革内容						
総合体育館、おおね公園に指定管理者制度を再導入します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
			◎		—	○

改革項目					改革主管課	項目No.
[指定管理者制度の導入]弘法の里湯					商工観光課	20-10-050
改革内容						
弘法の里湯に指定管理者制度を導入します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
			◎		—	○

2-(2) 業務委託の推進等

改革項目					改革主管課	項目No.
自動車運転業務の民間委託等の推進					財産管理課 秘書課、議会事務局	20-20-010
改革内容						
自動車運転業務について、民間事業者への委託等を推進します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				19,460	

改革項目					改革主管課	項目No.
ごみ収集業務の民間委託等の推進					清掃事業所	20-20-020
改革内容						
ごみ収集業務について、民間事業者への委託等を推進します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎	◎	◎		71,549	

改革項目					改革主管課	項目No.
学校業務員業務の民間委託等の推進					教育総務課	20-20-030
改革内容						
学校業務員業務について、民間事業者への委託等を推進します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎			◎		63,147	

改革項目					改革主管課	項目No.
給食調理業務の民間委託等の推進					学校教育課	20-20-040
改革内容						
小学校の給食調理業務について、民間事業者への委託等を推進します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎		◎			82,171	

改革項目					改革主管課	項目No.
上下水道料金業務の包括的な民間委託化					水道業務課 下水道総務課	20-20-050
改革内容						
水道料金及び下水道使用料の賦課・徴収業務(電算システム及びコンビニ収納を含む)について、民間事業者への委託を導入します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				(540,433)	

改革項目					改革主管課	項目No.
図書館業務の民間委託拡大					図書館	20-20-060
改革内容						
図書館について、民間事業者への業務委託範囲を拡大します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
		◎			12,600	

改革項目					改革主管課	項目No.
広畑ふれあいプラザの運営方法の見直し					高齢介護課	20-20-070
改革内容						
広畑ふれあいプラザの窓口業務を民間委託していますが、臨時職員を雇用して運営した方が経費を節減できることから、運営方法を見直します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					12,405	

2-(3) 民営化の推進

改革項目					改革主管課	項目No.
地域活動支援センターひまわりの民営化					障害福祉課	20-30-010
改革内容						
市が委託により運営している地域活動支援センターひまわりについて、社会福祉法人等による民営化を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎				40,000	

改革項目					改革主管課	項目No.
公民連携による幼稚園サービスの充実					教育総務課 公共施設再配置推進課	20-30-020
改革内容						
住民ニーズに沿った幼児教育サービスを提供するとともに、中長期的に財政負担を抑制するため、公立幼稚園14園体制のあり方を見直します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
				◎	—	○

3-1) 未収金対策の強化

改革項目					改革主管課	項目No.
徴収率の向上(市税)					債権回収課	30-10-010
改革内容						
歳入の増収を図るとともに、納税者間の公平性を確保するため、年度ごとの徴収目標を定め、市税の滞納繰越額の計画的な縮減を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎	◎	565,721	

改革項目					改革主管課	項目No.
徴収率の向上(国民健康保険税)					国保年金課	30-10-020
改革内容						
歳入の増収を図るとともに、納税者間の公平性を確保するため、年度ごとの徴収目標を定め、国民健康保険税の滞納繰越額の計画的な縮減を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎	◎	(264,722)	

改革項目					改革主管課	項目No.
未収金徴収の一元化(税外)					債権回収課	30-10-030
改革内容						
税外(上下水道料金を除く)の債権の回収業務を効率的かつ効果的に行うため、未収金徴収を税と一元化して対策の強化を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎	◎	58,493	

改革項目					改革主管課	項目No.
コンビニ収納の導入(市税等)					債権回収課	30-10-040
改革内容						
納付環境の充実及び滞納抑制のため、市税等のコンビニ収納を導入します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				△43,620	

改革項目					改革主管課	項目No.
コンビニ収納の導入(上下水道料金)					水道業務課 下水道総務課	30-10-050
改革内容						
納付環境の充実及び滞納抑制のため、水道料金業務(下水道使用料の賦課・徴収を含む)の包括委託の導入に合わせてコンビニ収納を導入します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				(△6,000)	

改革項目					改革主管課	項目No.
口座振替の加入促進(市税及び国民健康保険税)					債権回収課	30-10-060
改革内容						
未収金対策の強化の一環として、市税及び国民健康保険税に係る口座振替の加入促進を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎	◎	—	

3-2 財産の有効活用

改革項目					改革主管課	項目No.
市有地活用方針の策定					財産管理課	30-20-010
改革内容						
公有財産台帳の整備に合わせて、市有地に関する基本的な活用方針を定めます。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				—	

改革項目					改革主管課	項目No.
低・未利用地の有効活用					各財産所管課 公共施設再配置推進課	30-20-020
改革内容						
低・未利用地にかかる事業については、サンセット方式を導入し目的の変更や民間活力の導入などを積極的に行うとともに、土地開発公社所有地については、中期的な暫定利用により、利子負担を軽減する方策を検討します。また、再配置により統廃合された施設の用地は、速やかに売却します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎	◎	—	○

改革項目					改革主管課	項目No.
公共施設への自動販売機設置に係る競争入札の導入					財産管理課	30-20-030
改革内容						
市有財産の一層の有効活用を図るため、公共施設内の自動販売機設置について、入札による公募制を導入します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎	◎	◎	◎	2,160	

改革項目					改革主管課	項目No.
スポーツ施設への有料広告の掲載					スポーツ振興課	30-20-040
改革内容						
スポーツ施設に有料広告を設置し、歳入の増収を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					2,280	

改革項目					改革主管課	項目No.
下水道施設への有料広告の掲載					下水道総務課	30-20-050
改革内容						
下水道施設に有料広告を設置し、歳入の増収を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				(328)	

改革項目					改革主管課	項目No.
引き取りのない放置自転車の売却処分					くらし安全課	30-20-060
改革内容						
廃棄処分する放置自転車について、資源循環型社会の推進及び新たな収入確保、自転車としての再利用を目的に海外での販売を条件とする売却処分を実施します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					920	

改革項目					改革主管課	項目No.
観光地の公衆トイレ等へのチップ塔設置					商工観光課	30-20-070
改革内容						
歳入の増収と環境美化意識の高揚を図るため、市内観光地の公衆トイレ等のチップ塔設置を拡大します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎		◎			550	

3-(3) 受益者負担の適正化

改革項目					改革主管課	項目No.
放課後児童ホーム利用料の新設					保育課	30-30-010
改革内容						
放課後児童健全育成事業(児童ホーム)における施設利用について、公平性の観点から運営経費に応じた利用者負担制度を導入します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				108,000	

改革項目					改革主管課	項目No.
幼稚園保育料・入園料の適正化					教育総務課	30-30-020
改革内容						
幼稚園費に占める保育料収入の割合は、20%台前半と低く、長期にわたっていることから、算定方法を見直し、保育料、入園料の適正化を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
		◎			115,704	

改革項目					改革主管課	項目No.
スポーツ施設使用料の適正化					スポーツ振興課	30-30-030
改革内容						
管理運営費における算定方法を見直し、使用料の適正化を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				68,000	

改革項目					改革主管課	項目No.
スポーツ広場の有料化					スポーツ振興課	30-30-040
改革内容						
スポーツ広場について、利用団体との調整を図りつつ、管理運営費を算定根拠に適正な受益者負担を導入します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				8,080	

改革項目					改革主管課	項目No.
文化会館使用料の適正化					文化会館	30-30-050
改革内容						
計画的に施設の改修や設備の更新を進め、利用環境を向上させる中で、管理運営費における算定方法を見直し、使用料の適正化を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
				◎	4,400	

改革項目					改革主管課	項目No.
施設使用料等の算定基準の見直し					各施設所管課 公共施設再配置推進課	30-30-060
改革内容						
施設の利用における受益に応じた負担、実使用状況に応じた使用料算定、時間帯別料金制度の導入、歳出削減効果の利用者への還元など、使用料等に関する算定基準を見直し、適正化を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎			◎	—	○

改革項目					改革主管課	項目No.
公民館自主事業の参加者負担の見直し					生涯学習課	30-30-070
改革内容						
公民館自主事業について、材料費等の実費負担だけでなく、講師謝礼やバス借り上げなどにかかる経費も勘案し、参加者負担を見直します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				6,890	

改革項目					改革主管課	項目No.
上下水道料金減免の見直し					生活福祉課	30-30-080
改革内容						
生活扶助には光熱水費が含まれていることから、水道料金及び下水道使用料の減免措置を見直します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					28,470	

改革項目					改革主管課	項目No.
水道料金の適正化					水道業務課	30-30-090
改革内容						
給水収益の大幅な落ち込みにより、2年連続赤字決算となっていること、本市の料金体系は景気の影響を受けやすい逡増度の高いものとなっていること、水道施設の耐震化と老朽施設の更新が課題となっていることから、水道事業の経営基盤の安定化を図り、施設整備に必要な費用を適正な水道料金収入により回収できるよう、水道料金を見直します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					(1,990,566)	

改革項目					改革主管課	項目No.
公共下水道接続の促進					下水道総務課	30-30-100
改革内容						
公共下水道接続可能区域であるにもかかわらず、未接続があることから、面整備費用を回収するとともに、接続済家庭との負担の公平性を確保するため、水洗化普及嘱託員による訪問データや未接続理由の把握・分析により戸別訪問体制の見直しを図り、公共下水道への接続を促進し、下水道使用料の増収を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					(62,795)	

4-(1) 職員給与等の削減

改革項目					改革主管課	項目No.
特別職給与の減額					人事課	40-10-010
改革内容						
特別職(市長、副市長、教育長)の給与について、その任期中に限り、それぞれ10%、7%、5%を減額します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					10,377	

改革項目					改革主管課	項目No.
一般職給与の見直し					人事課	40-10-020
改革内容						
地方公務員法で定められた情勢適応の原則や均衡の原則に則り、国家公務員の給与改定(人事院勧告)に基づくとともに、神奈川県人事委員会の勧告を考慮した中で、一般職の給与等を見直します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎	◎	489,650	

改革項目					改革主管課	項目No.
職員手当の見直し					人事課	40-10-030
改革内容						
住居手当について、自己所有住宅及び賃貸住宅以外への支給を廃止するなどの見直しを図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					70,560	

4-(2) 特別会計の改革

改革項目		改革主管課	項目No.			
下水道事業特別会計繰出金の削減		下水道総務課	40-20-010			
改革内容						
上下水道料金業務の包括的な民間委託化、下水道接続の普及促進、使用料水準の見直しなどにより歳入増収を図るとともに、過去に5.0%以上の利率で借入れた下水道事業債を繰上償還し、より低い利率で借り換え、利子の軽減を図り、一般会計から下水道事業特別会計に支出している繰出金を削減します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎	◎	949,126	

改革項目		改革主管課	項目No.			
国民健康保険事業特別会計繰出金の抑制		国保年金課	40-20-020			
改革内容						
国民健康保険税の収納率の向上により歳入の確保に努めるとともに、レセプト点検の強化などにより医療費の適正化を図り、一般会計から国民健康保険事業特別会計に支出している繰出金の増加を抑制します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎	◎	406,042	

改革項目		改革主管課	項目No.			
国民健康保険レセプト点検の強化		国保年金課	40-20-030			
改革内容						
国保財政の健全化を推進するため、レセプト点検の強化などにより、医療費の適正化を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎	◎	(547,364)	

4-(3) 福祉サービス等の見直し

改革項目					改革主管課	項目No.
重度障害者医療費助成事業の見直し					障害福祉課	40-30-010
改革内容						
<p>重度障害者医療費助成事業は、神奈川県が県事業として先進的に実施した事業ですが、県は平成20年10月に年齢制限及び一部負担金を、平成21年10月に所得制限を導入しています。この制度を将来にわたり安定的かつ継続的に運営していくため、見直しを行います。</p>						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				241,186	

改革項目					改革主管課	項目No.
在宅重度障害者等福祉タクシー等助成事業の見直し					障害福祉課	40-30-020
改革内容						
<p>真に必要な対象者には手厚く支援するとともに、自動車税免除を受けている対象者と受けていない対象者の公平性、同様の目的を持つ自動車燃料費助成制度との公平性を確保するため、対象者の要件や助成内容を見直します。</p>						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				43,112	

改革項目					改革主管課	項目No.
私立幼稚園就園奨励費の見直し					学校教育課	40-30-030
改革内容						
<p>私立幼稚園等就園奨励費は、所得階層に応じた国庫補助額に市補助金を加算して交付しているものと、国庫補助対象とならない世帯のうち市民税の所得割税額が一定額以下の世帯に対して補助金を交付しているものがあります。このうち、市加算分については、国庫補助額が段階的に引き上げられ、充実されてきている状況を踏まえ、廃止します。</p>						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				19,536	

改革項目					改革主管課	項目No.
敬老事業(敬老祝金)の見直し					高齢介護課	40-30-040
改革内容						
高齢化が進行する中、今後も対象者の増加が予想される状況において、社会環境の変化に応じた支給内容及び支給方法に見直します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					56,125	

4-(4) 外郭団体等の見直し

改革項目					改革主管課	項目No.
秦野市文化会館事業協会					文化会館	40-40-010
改革内容						
事業の実施体制を見直すとともに、多様なジャンルにより幅広い層に鑑賞や体験の場を提供できるようメリハリを付けた事業展開を行い、補助金の削減に取り組みます。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					25,000	

改革項目					改革主管課	項目No.
(社)秦野市シルバー人材センター					高齢介護課	40-40-020
改革内容						
独自事業の展開や裾野の拡大などによる収益の増加を図るよう、自立化促進の指導を行うとともに、補助金の削減に取り組みます。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					4,860	

改革項目					改革主管課	項目No.
(社)秦野市観光協会					商工観光課	40-40-030
改革内容						
法人化されたことに伴い、より積極的な事業運営と財源確保が可能となったことから、新たな収益事業となるメニューの創出を支援していくとともに、補助金の削減に取り組みます。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					5,400	

改革項目					改革主管課	項目No.
(財)秦野市スポーツ振興財団					スポーツ振興課	40-40-040
改革内容						
市、財団、スポーツ団体の役割をより明確化するとともに、公益法人制度改革への対応についても支援していきます。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					—	

4- (5) 歳出の削減

改革項目					改革主管課	項目No.
職員福利厚生団体のあり方の見直し					人事課	40-50-010
改革内容						
職員福利厚生団体として事務員を雇用し、事務処理等を行わせることにより人件費及び事務量の削減を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				27,660	

改革項目					改革主管課	項目No.
市債の繰上償還による公債費負担の軽減					財政課	40-50-020
改革内容						
過去に高利率で借り入れた市債について、財政健全化計画を策定した上で、繰上償還を実施し、公債費負担の軽減を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					3,729	

改革項目					改革主管課	項目No.
補助金・交付金の削減					財政課	40-50-030
改革内容						
「補助金の検討結果報告書」の趣旨を踏まえ、予算査定の中で削減を図ります。(効果額は削減実績により進行管理していきます。)						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎	◎	—	

改革項目					改革主管課	項目No.
大地震発生時の通信方法の見直し					防災課	40-50-040
改革内容						
携帯電話が広く普及している状況に鑑み、大地震発生時における通信方法の一つとして地区配備隊である職員個人の携帯電話を受信用として活用し、公用で配置している携帯電話を削減します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					7,485	

改革項目					改革主管課	項目No.
労働者住宅資金利子補助金の休止					商工観光課	40-50-050
改革内容						
制度創設から35年以上が経過し、時代背景や経済情勢も変化する中で、住宅事情は著しく改善していること、金利・土地価格ともに下落傾向にあり労働者が住宅を購入しやすい状況にあること、個人の財産形成に市が補助することの必要性への疑問が指摘されていることから、当分の間、制度を休止します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					23,400	

改革項目					改革主管課	項目No.
消防車両の更新年限の見直し					警防対策課	40-50-060
改革内容						
消防車両の整備については、2分の1の県補助金及び起債対応で一般財源の平準化が図られていますが、平成23年度以降は、県補助金の廃止により一般財源の増加が見込まれるため、消防車両の更新計画を見直します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					(49,000)	

改革項目					改革主管課	項目No.
市が加入する団体への負担金の廃止					財政課	40-50-070
改革内容						
市が加入する事務研究会的な団体等への負担金支出を廃止します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎					75	

5-(1) 職員の意識改革

(全て【再掲】項目)

5-(2) 市民サービスの向上

改革項目					改革主管課	項目No.
窓口サービスの充実					窓口関係課	50-20-010
改革内容						
行政窓口の利用者アンケートなどによりニーズを把握・分析した上で、土曜日開庁における取扱業務や駅連絡所業務の拡充など窓口サービスの充実を図ります。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎	◎	—	

改革項目					改革主管課	項目No.
施設予約システムの充実					生涯学習課 スポーツ振興課	50-20-020
改革内容						
利用者の利便性を向上させるため、団体・個人による区別での利用制約を見直します。また、施設予約システム(インターネット、各施設の利用者用情報パソコン)で予約ができる施設の増加を検討します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	◎				—	

改革項目					改革主管課	項目No.
公立幼稚園・保育園のこども園化					教育総務課、保育課 公共施設再配置推進課	50-20-030
改革内容						
公立保育園をこども園として近隣の幼稚園内に移転します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
				◎	—	○

6-(1) 市民等との協働・連携の推進

改革項目					改革主管課	項目No.
「ゼロ予算事業」の促進					各事業所管課	60-10-010
改革内容						
市民、市民活動団体、事業者などの公共を担う多様な主体との協働・連携のもと、市民力・地域力を生かした「ゼロ予算」事業を促進します。						
【ゼロ予算事業】						
予算額の制約にとらわれず、発想の転換や創意工夫により、事業をゼロベースから見直し、市民や地域の方々、企業の方々の御理解と御協力によって実施し、まちづくりを推進していく事業です。(例)市内各所での桜の植樹、くずは川の美化清掃など						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
◎	◎	◎	◎	◎	—	

改革項目					改革主管課	項目No.
提案型協働事業の創設					市民自治振興課	60-10-020
改革内容						
地域における課題の解決や市民サービスの向上を図り、市民のニーズに応えるため、市民活動団体から団体の特性を生かした事業を提案してもらい、その団体と市が協働して行う提案型共同事業を創設します。						
実行年度					効果額 (千円)	公共 施設
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
				◎	—	

3 計画の推進体制

行財政改革の推進に当たっては、目標の達成に向けた日ごろからの業務改善が重要です。目標に対する進み具合を的確に把握でき、改革の推進力を高めるため進行管理体制を整備します。

改革を実践する具体的な手法として、PDCAサイクルによる行政評価を効果的に活用するとともに、新総合計画及び公共施設再配置計画の進行管理との密接な連携や予算編成におけるチェック体制の強化に努めます。

合わせて市民及び学識経験者で構成する進行調査委員会による外部評価を実施し、行政のパートナーとしての視点や専門的見地から客観的に評価していただき、改革の推進に生かしていきます。

また、評価結果を含めた進行管理の状況は、ホームページや広報はだのを通じて積極的かつタイムリーに公表し、市民の意見を踏まえた中で改革を推進します。

付 属 資 料

1 策定経過

年 月	記 事
平成20年7月	次期行革プラン策定庁内委員会を設置
平成22年6月	秦野市行財政調査会に諮問
8月	地区別市政懇談会（タウンミーティング）の開催
8月～9月	骨子案に対するパブリック・コメント手続の実施
10月	骨子の決定
平成23年2月	秦野市行財政調査会からの答申
2月～3月	計画案に対するパブリック・コメント手続の実施
3月	新はだの行革推進プラン策定

2 秦野市行財政調査会

(1) 審議経過

回	年 月	主な内容
第1回	平成22年 6月23日	委嘱、正副会長の選出、諮問 行財政運営の現状について
第2回	8月12日	骨子案について
第3回	10月 7日	今後の行財政改革について
第4回	11月 9日	今後の行財政改革について
第5回	11月18日	
第6回	12月17日	
第7回	平成23年 1月20日	答申案について
第8回	1月31日	
答 申	2月 9日	市長へ答申

(2) 委員名簿

(平成23年2月9日現在)

職名	氏名	区分
会長	齊藤 進	産業能率大学情報マネジメント学部教授
副会長	坂野 達郎	東京工業大学大学院 社会理工学研究科准教授
委員	小久保 孝二	元 日本インター(株)執行役員管理部門長
委員	塩原 英雄	パシフィックコンサルタンツ(株) 行政マネジメント部技術部長
委員	島津 直美	元 湘南地域県政総合センター所長
委員	廣瀬 真理子	東海大学教養学部専任教授
委員	古江 千晶	税理士
委員	三浦 義政	元 秦野青年会議所理事長
委員	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
委員	村上 祐介	日本女子大学人間社会学部准教授

新はだの行革推進プラン

平成 23 年（2011 年）4 月発行

〈編集・発行〉

秦野市政策部行政経営課

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町 1-3-2

☎0463(82)5102(直通) FAX0463(84)5235

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/>